



発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器及び遮断器

八 法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物にあつては、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、排気筒、蒸気タービン、補助ボイラー、補助ボイラーに属する燃料設備及びばい煙処理設備、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器並びに遮断器

二 燃料電池発電所に属するものにあつては、燃料電池設備（出力五百キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五百キロボルトアンペア以上のものに限る。）

ホ 太陽電池発電所に属するものにあつては、太陽電池（出力五百キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五百キロボルトアンペア以上のものに限る。）

ヘ 風力発電所に属するものにあつては、風力機関、発電機（出力五百キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五百キロボルトアンペア以上のものに限る。）

ト 変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器並びに遮断器

チ 送電線路に属するものにあつては、電線（ケーブルを含み、電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）及び支持物（電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）並びに遮断器（電圧十七万ボルト以上の開閉所の送電線引出口のものに限る。）

リ 需要設備に属するものにあつては、遮断器（他の者が設置する電気工作物と電氣的に接続するための受電電圧一万ボルト以上のもの

に限る。）、変圧器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。ただし、放電灯用変圧器、試験用変圧器等の特殊用途に供されるものを除く。）、周波数変換機器及び整流機器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、調相機及び分路リアクトル（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）並びに電線（ケーブルを含み、電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）及び支持物（電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）

二 「電気火災事故」とは、漏電、短絡、せん絡その他の電氣的要因により建造物、車両その他の工作物（電気工作物を除く。）、山林等に火災が発生することをいう。

三 「破損事故」とは、電気工作物が変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止することをいう。

四 「主要電気工作物の破損事故」とは、別に告示する主要電気工作物を構成する設備の破損事故が原因で、当該主要電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止することをいう。

五 「供給支障事故」とは、破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の利用者（当該電気工作物を管理する者を除く。以下この条において同じ。）に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限することをいう。ただし、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の停止が終了した場合を除く。

六 「供給支障電力」とは、供給支障事故が発生した場合において、電気の利用者に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を制限する直前と直後との供給電力の差をいう。

七 「供給支障時間」とは、供給支障事故が発生した時から電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間をいう。この場合において、配電線路に係る供給支障事故については、当該配電線路の発電所又は変電所の引出し口の遮断器が投入されたときは、当該配電線路に係る電気の供給の停止は、終了したものとみなす。

(定期報告)

第二条 電気事業者、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関は、次の表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。ただし、一般電気事業者にあつては同表第四号に掲げる報告書を、卸電気事業者にあつては同表第四号及び第五号に掲げる報告書を、特定電気事業者にあつては同表第三号に掲げる報告書を、特定規模電気事業者にあつては同表第二号から第五号までに掲げる報告書を、自家用電気工作物を設置する者にあつては出力千キロワット未満の発電所について同表第七号に掲げる報告書を提出することを要しない。

報告書名	電気事業者		自家用電気工作物を設置する者		登録調査機関		報告先
	様式番号	報告期限	様式番号	報告期限	様式番号	報告期限	
一 発受電月報	様式第一	翌月末日	・	・	・	・	経済産業大臣
二 設備資金年報	様式第三	毎事業年度の最終月の末日から三月	・	・	・	・	経済産業大臣(ただし、令第九条の表第一号上欄に掲げる者にあつては、供

七 自家用発電所運 転半期報	六 電気保安年報	五 一般用電気工作 物調査年報	四 特定電気事業固 定資産及び営業収 支年報	三 会計期報	
・	様式第八	様式第五	様式第四	電気事業会計規則 (昭和四十年通商 産業省令第五十七 号)別表第二の様 式	
・	七月末日	五月末日	毎事業年度の最終 月の末日から三月 を経過する日	を経過する日 毎事業年度の最終 月の末日から三月 を経過する日	
様式第九	・	様式第五	・	・	
末日 及び十月	・	五月末日	・	・	
・	・	様式第五	・	・	
・	・	五月末日	・	・	
電気工作物の設置の場所を管轄する経 済産業局長	経済産業大臣	電気事業者にあつてはその供給区域又 は供給地点を管轄する経済産業局長、 自家用電気工作物を設置する者又は登 録調査機関にあつては電気工作物の設 置の場所を管轄する経済産業局長	経済産業大臣	給区域又は電気工作物の設置の場所を 管轄する経済産業局長(中部経済産業 局電力・ガス事業北陸支局長を含む。 以下同じ。)	

八 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）	様式第十	七月末日	・	・	・	・	経済産業大臣
--	------	------	---	---	---	---	--------

（事故報告）

第三条 原子力発電工作物を設置する者は、その原子力発電工作物に関して、次に掲げる事故が発生したときは、経済産業大臣に報告しなければならぬ。ただし、实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第二十四条第二項又は研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第四十八条第二項の規定による報告をしたときは、第一号、第二号又は第四号に掲げる事故のうち、その報告をした事故に係るものについては、報告することを要しない。

- 一 感電又は原子力発電工作物の破損事故若しくは誤操作若しくは原子力発電工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。）
- 二 電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。ただし、前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。）
- 三 原子力発電工作物の破損事故又は誤操作若しくは原子力発電工作物を操作しないことにより、公共の財産に被害を与え、道路、公園、学校その他の公共の用に供する施設若しくは工作物の使用を不可能にさせた事故又は社会的に影響を及ぼした事故（前二号に掲げるものを除く。）

四 主要電気工作物の破損事故（前三号及び次号に掲げるものを除く。）

五 原子力発電工作物の破損事故又は誤操作若しくは原子力発電工作物を操作しないことにより他の電気事業者に、供給支障電力が七千キ

2 ロワット以上七万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの

2 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。

事 故		報 告 先	
<p>一 感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。）</p> <p>二 電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。ただし、前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。）</p> <p>三 破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、公共の財産に被害を与え、道路、公園、学校その他の公共の用に供する施設若しくは工作物の使用を不可能にさせた事故又は社会的に影響を及ぼした事故（前二号に掲げるものを除く。）</p>	<p>所轄経済産業局長</p>	<p>電気事業者</p>	<p>自家用電気工作物を設置する者</p>
	<p>所轄経済産業局長</p>		

<p>四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故（第一号、前号及び第八号から第十号までに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 出力九十万キロワット未満の水力発電所</p> <p>ロ 火力発電所における汽力若しくは汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたもの（八に掲げるものを除く。）、出力千キロワット以上のガスタービン又は出力一万キロワット以上の内燃力を原動力とする発電設備（発電機及びその発電機と一体となつて発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 火力発電所における汽力又は汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とする発電設備であつて、出力千キロワット未満のもの（ボイラーに係るものを除く。）</p> <p>ニ 出力五百キロワット以上の燃料電池発電所</p> <p>ホ 出力五百キロワット以上の太陽電池発電所</p> <p>ヘ 出力五百キロワット以上の風力発電所</p> <p>ト 電圧十七万ボルト以上（構内以外の場所から伝送される電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体であつて、構内以外の場所に伝送するためのもの以外のものにあつては十万ボルト以上）三十万ボルト未満の変電所（容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器又は出力十万キロワット以上の整流機器を設置するものを除く。）</p> <p>チ 電圧十七万ボルト以上三十万ボルト未満の送電線路（直流のものを除く。）</p> <p>リ 電圧一万ボルト以上の需要設備（自家用電気工作物を設置する者に限る。）</p>	<p>所轄経済産業局長</p>
<p>五 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故（第一号、第三号及び第八号から第十号までに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 出力九十万キロワット以上の水力発電所</p>	<p>所轄経済産業局長</p>

<p>ロ 電圧三十万ボルト以上の変電所又は容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器若しくは出力十万キロワット以上の整流機器を設置する変電所</p> <p>ハ 電圧三十万ボルト（直流にあつては電圧十七万ボルト）以上の送電線路</p>	
<p>六 供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第三号及び第八号に掲げるものを除く。）</p>	<p>所轄経済産業局長</p>
<p>七 供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第三号及び第九号に掲げるものを除く。）</p>	<p>経済産業大臣</p>
<p>八 破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>所轄経済産業局長</p>
<p>九 破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>経済産業大臣</p>
<p>十 一般電気事業者の一般電気事業の用に供する電気工作物又は特定電気事業者の特定電気事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の家用電気工作物の破損事故又は家用電気工作物の誤操作若しくは家用電気工作物を操作しないことにより一般電気事業者又は特定電気事業者に供給</p>	<p>所轄経済産業局長</p>

支障を発生させた事故（第三号に掲げるものを除く。）

十一 ダムによつて貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故（第三号に掲げるものを除く。）

局長	所轄経済産業
局長	所轄経済産業

3 第一項又は前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から四十八時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に様式第十一の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号イ若しくは八若しくは第五号イ若しくは第十一号に掲げるもの、又は同表第四号ト若しくはチ若しくは第五号ロ若しくは八に掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、様式第十一の報告書の提出を要しない。

（公害防止等に関する届出）

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
一 大気汚染防止法（昭和四十二年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合	あらかじめ	当該変更に係る事項	経済産業大臣（出力九十万千瓦ワット未満の水力発電所に属する電気工作物、出

又はばい煙発生施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてばい煙量（同法第六条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）<sub>( )</sub>、ばい煙濃度（同項に規定するものをいう。以下同じ。）<sub>( )</sub>若しくは煙突の有効高さ（同法第三条第二項第一号に規定する排出口の高さをいう。以下同じ。）<sub>( )</sub>に係るものを変更する場合

二 大気汚染防止法第二条第六項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）<sub>( )</sub>に該当する電気工作物の使用又は管理の方法であつて一般粉じん（同条第五項に規定するものをいう。以下同じ。）<sub>( )</sub>の排出又は飛散の防止に係るものを変更する場合

三 ダイオキシソ類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設（この号第九号及び第十七号の四において「特定施設」という。）<sub>( )</sub>に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてダイオキシソ類の排出量（同法第十二条第二項に規定するものをいう。）<sub>( )</sub>に係るものを変更する場合

力九十万千瓦ワット未満の火力発電所に属する電気工作物、火力発電所における出力九十万千瓦ワット未満の発電設備に属する電気工作物、電圧三十万ボルト未満の変電所（容量三十万千瓦ボルトアンペア以上若しくは出力三十万千瓦ワット以上の周波数変換機器又は出力十万千瓦ワット以上の整流機器を設置するものを除く。）<sub>( )</sub>に属する電気工作物、電圧三十万ボルト（直流にあつては、十万ボルトにあつては、十万ボルト）未満の送電線路に属する電気工作物、電圧三十万ボルト（直流にあつては、十万ボルト）未満の電力系統に係る保安通信設備に属する電気工作物又は需要設備に属する電気工作物に係る場合は、当該電気工作物の

<p>五 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定項目</p>	<p>四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十二号、第十三号及び第十八号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法、同条第六項に規定する汚水等（以下「汚水等」という。）の処理の方法、同条第五項に規定する排水水（以下「排水水」という。）の汚染状態若しくは量（同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。）、同法第二条第七項に規定する特定地下浸透水（以下「特定地下浸透水」という。）の浸透の方法若しくは用水若しくは排水の系統を変更する場合</p>
-----------------------------------	--

<p>汚濁負荷量の測定手法に係る事項</p>	<p>設置の場所を管轄する経済産業局長。第六号に掲げる場合にあつては、当該発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所を管轄する経済産業局長）</p>
------------------------	--

<p>で表示した汚濁負荷量（以下「汚濁負荷量」という）の測定手法を定める場合又は当該測定手法を変更する場合</p>	<p>六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて、同法第二条第一項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合（当該変更が電気工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。）</p>		<p>当該変更に係る事項</p>
<p>七 現に設置している電気工作物がばい煙発生施設となつた場合においてばい煙を大気中に排出する場合</p>	<p>三十日以内（第七号に掲げる場合</p>	<p>ばい煙発生施設の種類、構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法</p>	
<p>八 現に設置している電気工作物が一般粉じん発生施設になつた場合</p>	<p>掲げる場合にあつては電気工作物がばい煙発生施設となつた日から第九号に掲げる場合にあつては電気工作物</p>	<p>一般粉じん発生施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法</p>	
<p>九 現に設置している電気工作物が特定施設となつた場合において排出ガス（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第三項に規定するものをいう。）を排出し、又は排水（同条第四項に規定するものをいう。）を排出する場合</p>	<p>特定施設の種類、構造及び使用の方法並びに大気基準適用施設（ダイオキシン類対策特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）にあつては当該大気基準適用施設から排出される発生ガス、水質基準対象施設（</p>	<p>特定施設の種類、構造及び使用の方法並びに大気基準適用施設（ダイオキシン類対策特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）にあつては当該大気基準適用施設から排出される発生ガス、水質基準対象施設（</p>	

	<p>がダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から、第十号に掲げる場合にあつては電気工作物が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から三十日以内)</p>	<p>同法第十二条第一項第六号に規定するものをいう。以下同じ。)にあつては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法</p>
<p>十 水質基準対象施設が水質基準適用施設となつた場合</p>	<p>特定施設となつた日から、第十号に掲げる場合にあつては電気工作物が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から三十日以内)</p>	<p>大気基準適用施設から排出される発生ガスの処理の方法</p>
<p>十一 大気基準適用施設が水質基準対象施設となつた場合</p>	<p>特定施設となつた日から、第十号に掲げる場合にあつては電気工作物が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から三十日以内)</p>	<p>水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法</p>
<p>十二 現に設置している電気工作物が特定施設となつた場合において汚水等を排出する場合</p>	<p>特定施設の種類、構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態及び量(指定地域内事業場にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)、特定地下浸透水の浸透の方法並びに用水及び排水の系統</p>	
<p>十三 特定施設の設置場所が水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域となつた場合において当該特定施設が排水を排出する場合</p>	<p>水質汚濁防止法第四条の二第一項</p>	<p>排水の排水系統別の汚染状態及び量</p>

	<p>十四 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二條第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所が同法第三條第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となつた場合又は指定地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物が特定施設となつた場合</p>	<p>の地域を定める政令の施行の日から六十日以内</p>
	<p>特定施設の種類、容量及び個数並びに騒音防止の方法</p>	
	<p>当該発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>	
<p>十五 振動規制法第二條第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所が同法第三條第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となつた場合又は指定地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気</p>		<p>特定施設の種類、容量、個数及び使用の方法並びに振動防止の方法</p>

<p>工作物が特定施設となつた場合</p>	<p>十五の二 現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含む有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該電気工作物を廃止し、第十七号の二の届出をする場合を除く。）</p>	<p>判明した後遅滞なく</p>	<p>十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第十五号の二の電気工作物又は騒音規制法第三号第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二号第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十五号の二の電気工作物を設置している又は予備として有している者にあつては代表者の氏名を除く。）又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場</p>
<p>当該電気工作物を設置している又は予備として有している者の氏名又は名称及び住所若しくは法人にあつては代表者の氏名、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している工場若しくは事業場の名称及び所在地並びに当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、設置又は予備の別、製造年月及び設置年月</p>	<p>変更のあつた事項（電気事業者が法第九号第二項（法第六号第二号第二項の事項の変更に限る。）の届出をする場合を除く。）</p>	<p>変更のあつた事項（電気事業者が法第九号第二項（法第六号第二号第二項の事項の変更に限る。）の届出をする場合を除く。）</p>	
<p>当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する経済産業局長</p>	<p>当該施設又は当該電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長（予備として有している第十五号の二の電気工作物にあつては、当該電気工作物を保管している場所を管轄する経済産業局長を含む。）</p>	<p>当該施設又は当該電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長（予備として有している第十五号の二の電気工作物にあつては、当該電気工作物を保管している場所を管轄する経済産業局長を含む。）</p>	

合	十七 第一号若しくは第二号の施設又は第三号、第四号若しくは第六号の電気工作物を廃止した場合（当該施設の属する発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。）	廃止の後遅滞なく	当該廃止に係る事項	
十七の二 別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合	事故の発生後直ちに	当該電気工作物を廃止した者の氏名又は名称及び住所、当該電気工作物が設置されていた又は予備として保管していた工場若しくは事業場の名称及び所在地、当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月及び廃止年月並びに廃止の理由及び内容	当該電気工作物が設置されていた場所を管轄する経済産業局長	
十七の三 ばい煙発生施設又は大気汚染防止法第十七条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は同項に規定する特定物質が大気中に多量に排出された場合	事故の発生後直ちに	事故の状況	当該電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長	
十七の四 特定施設に該当する電気工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類対策特別措				

<p>置法第二条第一項に規定するダイオキシン類が大気中に多量に排出された場合</p>			
<p>十八 水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場又は同法第十四条の二第二項に規定する貯油事業場等に該当する発電所、変電所及び開閉所並びにこれらを設置するための事業場において、特定施設又は同法第二条第四項に規定する貯油施設等に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同条第二項第一号に規定する有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。）又は同条第四項に規定する油を含む水が当該事業場から同条第一項に規定する公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある場合（貯油事業場等に係る場合を除く。）又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合</p>	<p>事故の発生後可能な限り速やかに</p>	<p>事故の状況及び講じた措置の概要</p>	<p>当該電気工作物が設置されていた場所を管轄する経済産業局長</p>
<p>十九 電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合</p>	<p>事故の発生後可能な限り速やかに</p>	<p>事故の状況及び講じた措置の概要</p>	<p>当該電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>

（自家用電気工作物を設置する者の発電所の出力の変更等の報告）

第五条 自家用電気工作物を設置する者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長に

報告しなければならない。

- 一 発電所若しくは変電所の出力又は送電線路若しくは配電線路の電圧を変更した場合（法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は法第四十八条第一項の規定による届出をした工事に伴い変更した場合を除く。）
- 二 発電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路若しくは配電線路を廃止した場合